

国外居住親族に係る扶養控除の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～ 税理士 互井敏勝

国外に居住している親族(国外居住親族)を扶養控除の対象としている従業員から、扶養控除の制度が変わっているようだが問題ないか相談を受けたのですが、何か改正されましたか?この従業員は、フィリピンに居住している母親(65歳)に、毎月生活費として3万円送金しています。



リサ



サキ先生

令和5年1月以後に支払われる給与等について、国外居住親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者のうち、①留学により非居住者となった者、②障害者、③給与等の受給者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者が除外されました。したがって、ご質問の場合、従業員の母親が留学により非居住者になった者が障害者でなければ、年間で38万円以上の生活費又は教育費に充てるための送金が必要になるので、毎月3万円の送金では年間36万円となり、現状では扶養控除の適用を受けることはできません。

そうなのですね。扶養控除の適用を受けるためには送金額を増やす必要がありますね。なぜこのような改正が行われたのですか?



リサ



サキ先生

これは、年齢が30歳から69歳までである非居住者は所得の稼得能力があると考えられることから基本的には扶養控除の対象外としつつ、所得の稼得能力があると考えにくい学生や障害者は引き続き扶養控除の対象とできることとし、さらに、年間で受け取った送金額が38万円以上である者についても、真に所得が低い可能性を否定できないことなどから、扶養控除の対象となることとされました。

この従業員の母親は留学により非居住者となった者や障害者には該当しないようですが、扶養控除の適用を受けるための手続きを教えてください。



リサ



サキ先生

給与等の支払者に給与所得者の扶養控除等申告書を提出する際に、国外居住親族が給与等の受給者の親族であることを証する書類を提出等する必要があります。さらに、年末調整の際には、その年中に支払った金額を記載した扶養控除等申告書を提出等するとともに、その年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類を提出等する必要があります。

扶養控除の対象に該当するか否かの判定は、いつの時点でどのように行うのでしょうか。



リサ



サキ先生

扶養控除の対象に該当するか否かは、扶養控除等申告書を提出する日の現況において見積もったその年中の支払金額で判定します。

見積金額で判定するのですか。実際の支払金額が38万円未満となった場合はどうなりますか?



リサ



サキ先生

年末調整において、結果として、その年中の支払金額が38万円未満となった場合には、その国外居住親族について扶養控除の適用を受けることはできないことになります。

なるほど。年末調整の際には、国外居住親族へのその年の送金の合計額が38万円以上であることを確認し忘れないよう注意が必要ですね。



リサ

【筆者紹介】 互井敏勝(たがい・としかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和4年版 税制改正経過一覧ハンドブック』、『経営に活かす税務の数的基準』(共著、大蔵財務協会)、『所得税重要事例集』(共著、税務研究会)など。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索